

○寒川町犯罪被害者等支援条例

平成15年3月31日条例第6号

改正

平成24年6月21日条例第10号

令和2年3月25日条例第2号

寒川町犯罪被害者等支援条例

（目的）

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた町民の遺族又は傷害を受けた町民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「犯罪被害」とは、犯罪行為（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。）による死亡、重傷病又は障害をいう。

2 この条例において「被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

3 この条例において「重傷病」とは、法第2条第5項に規定する重傷病をいう。

4 この条例において「障害」とは、法第2条第6項に規定する障害をいう。

5 この条例において「町民」とは、犯罪被害を受けた当時、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

6 この条例において「支援」とは、遺族支援金及び傷害等支援金の支給並びに関係機関との連携による被害者及びその遺族に対する支援をいう。

（支援金の支給）

第3条 支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対し支給する。

（1）遺族支援金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（法第4条第1号に規定する第1順位遺族をいう。）であって、法に基づき犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定（以下「支給裁定」という。）を受けた者（被害者の死亡の時ににおいて、住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳に記載されている者に限る。）

（2）傷害等支援金 犯罪行為により重傷病又は障害を負った者であって、法に基づき支給裁定を受けた町民

（支援金の支給制限）

第4条 町長は、法第6条各号のいずれかに該当する場合には、支援金の全部又は一部を支給しないことができる。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、次のとおりとする。

（1）遺族支援金 被害者1人に対し500,000円

（2）傷害等支援金 100,000円

（支援金の支給申請）

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、規則で定める書類を添えて、町長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、法に基づき支給裁定があった日から起算して2年を経過したときは、することができない。

3 同一の犯罪被害に係る傷害等支援金の申請は、1度に限る。

（認定）

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

（支援金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があるときは、当該支援金を受けた者から返還させるものとする。

（関係機関との連携）

第9条 町長は、警察及びその他関係機関との情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者又はその遺族の支援に努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月21日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中寒川町印鑑条例第6条第1号の改正規定及び第11条第1項第5号の改正規定（「禁治産宣告を受けたとき」を「成年後見人になったとき」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（寒川町災害見舞金支給条例に関する経過措置）

2 この条例による改正後の寒川町災害見舞金支給条例第3条の規定は、この条例の施行日以後に発生した災害に係る災害見舞金の支給について適用し、この条例施行日前に発生した災害に係る災害見舞金の支給については、なお従前の例による。

（寒川町犯罪被害者等支援条例に関する経過措置）

- 3 この条例による改正後の寒川町犯罪被害者等支援条例第2条の規定は、この条例の施行日以後に受けた犯罪被害に係る支援について適用し、この条例の施行日前に受けた犯罪被害に係る支援については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寒川町犯罪被害者等支援条例の規定は、この条例の施行日以後に受けた犯罪被害に係る支援について適用し、この条例の施行日前に受けた犯罪被害に係る支援については、なお従前の例による。
-